記 者 発 表 資 料

平成31年4月11日

疾病·感染症対策室感染症対策班

担当:大泉,大瀧 内線:2632

インフルエンザ警報の解除について(お知らせ)

県では、平成31年1月17日にインフルエンザ警報を発令し注意喚起を行っていたところですが、 下記のとおり、平成31年第13週(3/25~3/31)及び第14週(4/1~4/7)の2週連続で、全ての 保健所管内において、インフルエンザの1定点医療機関当たりの患者報告数が警報継続基準(10人) を下回ったことから、警報を解除しましたのでお知らせします。

なお、県民の皆様におかれましては、日頃から手洗いなどの基本的な感染予防対策を心掛けていた だくようお願いします。

○各保健所管内のインフルエンザ患者報告数(第10週~第14週)

週	仙南	塩釜	大崎	栗原	登米	石巻	気仙沼	仙台市	宮城県
第10週(3/4~3/10)	21.00	5.33	9.13	3.33	6.00	12.00	2.00	6.11	7.73
第11週(3/11~3/17)	8.88	4.00	10.25	3.00	2.80	7.13	2.50	5.80	5.87
第12週(3/18~3/24)	4.13	3.27	11.63	4.67	2.40	5.00	2.50	5.95	5.40
第13週(3/25~3/31)	5.25	2.27	6.75	4.00	1.80	6.38	0.75	2.68	3.40
第14週(4/1~4/7)	3.13	1.80	4.13	3.00	5.00	3.75	0.00	1.84	2.42

: 警報継続基準超

≪参考≫

インフルエンザ警報継続基準

県内いずれかの保健所管内において、1定点医療機関当たりの患者報告数が10人を超えている

〇平成30/31年シーズン警報等発令日

注意報発令:平成31年 1月 8日 警報発令 : 平成31年 1月17日 警報解除 : 平成31年 4月11日 《参考:平成29/30年シーズンの状況》

注意報発令:平成29年11月30日 警報発令 : 平成30年 1月25日 警報解除 : 平成30年 4月12日

【インフルエンザの予防対策】

- 流行前にワクチンを接種する。 1
- 「咳エチケット」を実施する。 2
- 外出後、流水・石けんで手洗いをする。(アルコール製剤による手指消毒も効果的です。)
- 4 適度な湿度を保持する。

乾燥しやすい室内では、加湿器などを活用し適切な湿度(50~60%)を保つようにする。

- 5 睡眠などの十分な休養と、バランスのとれた栄養摂取を心がける。
- 6 流行期には人混みや繁華街への外出を控える。
- 具合が悪い時には症状の重症化を避けるため、早めに医療機関を受診する。 (抗インフルエンザウイルス薬は発症から 48 時間以内の使用が効果的です。)

参考:厚生労働省「インフルエンザ Q&A」

〇インフルエンザ関連ホームページ

宮城県ホームページ

http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/situkan/index-top.html

・国立感染症研究所ホームページ http://www.nih.go.jp/niid/ja/diseases/a/flu.html

・厚生労働省ホームページ

http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/influenza/index.html